

# 11 月は「人材開発促進月間」です！

◆厚生労働省では、職業能力の開発・向上の促進と技能の振興を目指し、11 月を「人材開発促進月間」11 月 10 日を「技能の日」としています。

また、促進月間のうち上旬（1 日～10 日まで）を「障害者人材開発促進月間」とし、障害のある方を対象とした人材開発施策の周知についても集中的に実施します。

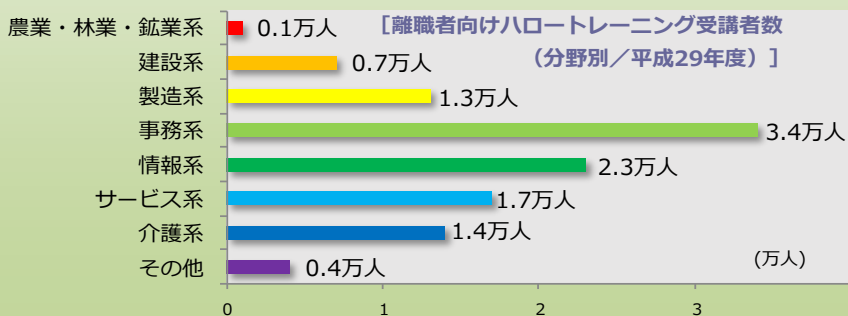


## ご存じですか？ ハロートレーニング

ハロートレーニングは、「公的職業訓練」の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練と、離職者向けの訓練があります。

**求人申込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください！**

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。平成 29 年度の総受講者数は約 11.2 万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください。



## ジョブ・カード制度

◆ジョブ・カードを活用して職務経験などを整理することにより、個々の課題を把握し、従業員の能力開発を促します

ジョブ・カードは、「(1) 生涯を通じたキャリア・プランニング」および「(2) 職業能力証明」のためのツールとして、生涯を通じて活用することができます。

事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。

ジョブ・カード制度総合サイトでは、ジョブ・カードの活用を支援する様々な情報・ツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。<https://jobcard.mhlw.go.jp/>



ジョブ・カードくん

### 【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部訓練室

電話：043-221-4087 FAX：043-202-5140